

## 決 定 要 旨

被 審 人 (住 所) 愛知県小牧市小木五丁目4 1 1 番地  
(名 称) 五洋インテックス株式会社  
(法人番号 3180001075780)

上記被審人に対する平成30年度(判)第7号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法(以下「法」という。)第185条の6の規定により審判長審判官山下真、審判官城處琢也、同中馬慎子から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

### 記

#### 1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金600万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成30年10月9日

#### 2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第4号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成30年8月6日

金融庁長官 遠藤 俊英

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第4号に該当

被審人は、愛知県小牧市小木五丁目411番地に本店を置き、その発行する株式が東京証券取引所JASDAQ市場に上場されている会社である。

被審人は、太陽光発電事業に係る商材及びタブレット端末の架空取引により売上を過大に計上した。

この結果、被審人は、東海財務局長に対し、下表のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出したものである。

有価証券報告書		虚偽記載			
提出日	事業年度	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
平成27年6月29日	第38期(自平成26年4月1日至平成27年3月31日)	平成26年4月1日～平成27年3月31日の連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純損失が110百万円であるところを90百万円と記載	・売上の過大計上

(注) 金額は百万円未満切捨てである。

2 法令の適用

法第24条第1項及び第172条の4第1項本文

3 課徴金の計算の基礎

上記1の表に掲げる事実につき

法第172条の4第1項の規定により、被審人の第38期事業年度に係る有価証券報告書に係る課徴金の額は、

① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額(91,206円)

が、

② 6,000,000円

を超えないことから、6,000,000円となる。